

# さつぽろえんゆうじゅくじしゅやかんちゅうがくきやく 札幌遠友塾 自主夜間中学規約

## ぜん ぶん (前 文)

「学ぶことが生きることの証と喜びになる」という言葉を掲げて、誰もが教育を受ける権利を有することを实在のものとするために、私たちは1990年4月に「学ぶ場」を設けた。

## めい しょう (名 称)

第1条 この「学ぶ場」を、札幌遠友塾自主夜間中学と称する。

(以下「遠友塾」という。)

## もく てき (目 的)

第2条 遠友塾は、教育を受けることができなかつた人たちが、学びの輪の中で、自己を取りもどし、夢や希望をかなえるためにある。

## じ ぎょう (事 業)

第3条 遠友塾は、次の事業を行う。

(1) 授業

(2) 行事 (入学式、遠足、クリスマス忘年会、修了卒業式)

(3) その他

## じゅ ぎょう (授 業)

第4条 授業は、3年の修業年数で修了(卒業)とする。ただし、再度の履修も認める。

② 授業は、毎週水曜日の夜間に行う。

③ 授業時間は50分とし、2時限授業を行う。

## (運営)

第5条 遠友塾を運営し、維持していくために、以下のスタッフと会員を募る。

(1) 運営スタッフ

(2) 賛助会

## (最高決定機関)

第6条 月1回、運営スタッフ全員が集まって、会議を行う。

② これを全体会議と称し、遠友塾の最高決定機関とする。

## (役員)

第7条 遠友塾に、次の役員を置く。役員は運営スタッフよりなる。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 2名

(3) 事務局長 1名

(4) 会計 2名

(5) 事務局員 数名

(6) 会計監査 2名

やくいん せんしゅつ にんき  
(役員の選出と任期)

だい じょう だいひょう じ む きょく ちょう およ かいけい かん さ せんしゅつ ぜんたい かいぎ おこな だいひょう じ む きょく ちょう およ  
第8条 代表と事務局 長 及び会計監査の選出は、全体会議で行う。代表と事務局 長 及  
び監査の任期は2年とし、再任は妨げない。

- ② ふくだいひょう かいけい じ む きょくいん ごせん じ む きょくいん せんしゅつ かくがくねんぶかい  
副代表と会計は事務局員より互選される。事務局員の選出は、各学年部会と  
かくきょうかぶかい おこな ぜんたい かいぎ しょうにん え ていすう み ぼあい ぜんたい  
各教科部会から行われ、全体会議で承認を得る。ただし、定数に満たない場合は全体  
かいぎ ぼじゅう ふくだいひょう かいけい ふく じ む きょくいん にんき ねん  
会議で補充することができる。副代表と会計を含めた事務局員の任期は1年とし、  
さいにん さまた  
再任は妨げない。

じ む きょく  
(事務局)

だい じょう えんゆうじゅく じ む きょく だいひょう お  
第9条 遠友塾の事務局は、代表のところに置く。

- ② じ む きょく かいけい かん さ のぞ やくいん こうせい  
事務局は会計監査を除く役員で構成される。

かい ぎ  
(会議)

だい じょう えんゆうじゅく うんえい えんかつ おこな つぎ かいぎ おく  
第10条 遠友塾の運営を円滑に行うために次の会議を置く。

- (1) じ む きょく かいぎ  
事務局会議
- (2) がくねんぶかい  
学年部会
- (3) きょうかぶかい  
教科部会
- (4) ぜんたい かいぎ ひつよう ひと  
全体会議で必要と認めたもの

けい ひ  
(経費)

だい じょう えんゆうじゅく けいひ じゅぎょうりょう さんじょかいひおよ き ふ きん  
第11条 遠友塾の経費は、授業料と賛助会費及び寄付金による。

きやくかいせい  
(規約改正)

だい じょう えんゆうじゅく きやく ぜんたいかいぎ しょうにん へ かいせい  
第12条 遠友塾の規約は、全体会議の承認を経て改正することができる。

ない き  
(内規)

だい じょう えんゆうじゅく うんえい ひつよう ぼあい えんゆうじゅく しゅし もと ないき さだ  
第13条 遠友塾の運営に必要な場合は、遠友塾の主旨に基づき内規を定めることができる。

ふそく  
[付則1] 本規約は、2002 (平成14) 年8月21日より施行する。

ふそく だい じょう だい じょう だい じょう だい じょう だい じょう かいせい ねん がつ にち しょう  
[付則2] 第2条・第5条・第6条・第7条・第9条の改正は、2005年7月16日より施行する。

ない き  
[内規]

ちょう い  
(弔慰)

だい じょう げんえき じゅこうせいなら しぼう ぼあい えんゆうじゅく ちょういきん ししゅつ  
第1条 現役の受講生並びにスタッフが死亡の場合、遠友塾は弔慰金を支出することができる。

しゅひぎむ  
(守秘義務)

だい じょう じゅぎょうおよ かいぎなど し え こじんじょうほう しゅひぎむ お  
第2条 スタッフは授業及び会議等で知り得た個人情報について守秘義務を負う。